

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 電子自治体推進課	電子申請サービス提供業務 (LoGoフォーム)	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	1,981,320 円	①本業務は、県内市町村の行政手続の電子化を推進するための支援として、市町村の標準的な電子申請フォームを県で作成することを目的として行うものである。 ②これを行うためには、県内17市町村が現在利用する電子申請システムと同じシステムを選定が必要である。 ③上記システム(株式会社トラストバンクが提供する「LoGoフォーム」)を提供することができる本県で唯一の販売代理店は株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 人事課	令和6年度大分県人事管理システム運用保守業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	10,513,305 円	①本業務は、職員の人事情報を管理するシステムとして、(株)オーイーシーが有するパッケージソフトをベースに、大分県向けにカスタマイズするため、その設計、構築から導入までの一連の開発を委託したシステムの運用保守委託業務である。 ②システムの運用に際しては、システム不具合の対応や軽微な変更等、早急に対応する必要がある。 ③上記を実施できる契約相手方は、パッケージソフトの著作権を有する開発業者である(株)オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 税務課	地方税共通納税システム対象税目拡大対応県税システム改修業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部	11,990,000 円	①本業務は、地方税共通納税システム対象税目拡大対応における県税総合情報管理システムの改修業務委託を行うものである。 ②県税総合情報管理システム改修作業業務における要件定義、プログラム製造、プログラム修正、データベース追加変更等に対して確実な作業が行えることが必要である。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 税務課	令和6年度OSS連携システム維持管理業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市金池南1丁目5-1 コレジオ大分5階	株式会社ザイナス	1,471,250 円	①本業務は、自動車登録手続きを効率化のため運用している自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)連携システムの維持管理業務の委託を行うものである。 ②システムの円滑かつ効率的な運用を図るためには、適切な維持管理業務が不可欠であり、プログラムバグ修正、仕様変更及びデータ修正等の作業に迅速に対応しなければならない。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった株式会社ザイナスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 税務課	令和6年度たばこ流通情報管理システム運用業務委託	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	1,333,640 円	①本業務は、県たばこ税の賦課徴収事務を効率的に行うため、たばこ流通情報管理システムにて申告書等の処理やたばこ流通情報の管理資料等の作成を委託するものである。 ②当該システムの運用は地方公共団体情報システム機構のみが行っており、他にできるものがない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 税務課	令和6年度QRコード印刷システム維持管理業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市津留1979番地1	鬼塚電気工事株式会社	1,276,000 円	①本業務は、県税システムと連携し、円滑・確実に地方税統一QRコードの印刷を行うため、システムの維持管理業務の委託を行うものである。 ②システムの円滑かつ効率的な運用を図るためには、適切な維持管理業務が不可欠であり、プログラムバグ修正、仕様変更及びデータ修正等の作業に迅速に対応しなければならない。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった鬼塚電気工事株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
7	税務課	令和6年度滞納整理システム維持管理業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市津留1979番地1	鬼塚電気工事株式会社	1,980,000 円	①本業務は、県税総合情報管理システムと連携しながら、県税の徴収事務の効率化を図るシステムの維持管理業務の委託を行うものである。 ②システムの円滑かつ効率的な運用を図るためには、適切な維持管理業務が不可欠であり、プログラムバグ修正、仕様変更及びデータ修正等の作業に迅速に対応しなければならない。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった鬼塚電気工事株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8	税務課	令和6年度納税確認システム維持管理業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市津留1979番地1	鬼塚電気工事株式会社	1,629,100 円	①本業務は、納税確認を行う自動車整備事業者等に対し、円滑・確実なサービスを提供するため、システムの維持管理業務の委託を行うものである。 ②システムの円滑かつ効率的な運用を図るためには、適切な維持管理業務が不可欠であり、プログラムバグ修正、仕様変更及びデータ修正等の作業に迅速に対応しなければならない。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった鬼塚電気工事株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9	税務課	令和6年度軽油流通情報管理システム運用業務委託	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	3,943,280 円	①本業務は、軽油引取税の賦課徴収事務を効率的に行うため、軽油流通情報管理システムにて申告数量等のデータの突合処理を委託するものである。 ②当該システムの運用は地方公共団体情報システム機構のみが行っており、他にできるものがない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10	総務事務センター	会計年度任用職員の勤労手当支給に係る総務事務システム改修委託業務	令和6年4月10日	大分県大分市寿町5-20	富士電機ITソリューション株式会社 大分営業所	3,091,550 円	①本業務は、総務事務システムの改修を行うものである。 ②これを行うためには、総務事務システムのプログラムに関する知識が必要である。 ③上記を有する者は総務事務システムを開発した富士電機ITソリューション株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11	電子自治体推進課	通信設備等の保守等に関する契約	令和6年4月1日	大分県大分市長浜町3丁目15番7号	西日本電信電話株式会社	4,055,277 円	①本契約は、NTT西日本の局舎をアクセス拠点とし通信設備等を局舎内に設置し、保守を委託するものである。 ②ネットワーク運用には24時間365日の安定した稼働が必要であり、電源設備、空調設備、耐震設備等が整っている場所に設置しなければならない。 ③この条件を満たす設置場所を提供しているのはNTT西日本のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12	電子自治体推進課	大分県庁資産管理ツール等一式の賃貸借契約	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号	NTT・TCリース株式会社 九州支店	2,277,000 円	①本業務は、現在借り入れている資産管理ツール等を再リースする契約を行うものである。 ②これを行うためには、現契約の相手方であるNTT・TCリース株式会社九州支店との契約が必要である。 ③上記条件を満たす者は、NTT・TCリース株式会社九州支店のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
13 電子自治体推進課	令和6年度豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務	令和6年4月1日	東京都港区海岸一丁目7番1号	ソフトバンク株式会社	27,192,000 円	①本業務は県が運用するサーバ及びデータ通信機器等をデータセンター施設に設置し、同施設の有するサービスの提供を受けるものである。 ②電源の2重化、24時間空調、厳重なセンター内への入退室管理、強固な耐震設備等あらゆる災害に対応できるなど、より高度なセキュリティと堅牢なファシリティの確保に加え、障害等によるネットワーク停止の際、復旧を迅速に行うには、県内のデータセンター内に常に要員を確保し、24時間365日、機器やネットワークの状況を監視しておく必要がある。 ③上記施設を有する者はソフトバンク株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14 電子自治体推進課	令和6年度データセンター施設賃借契約	令和6年4月1日	東京都港区海岸一丁目7番1号	ソフトバンク株式会社	14,889,600 円	①本業務は県が運用するサーバ及びデータ通信機器等をデータセンター施設に設置し、同施設の有するサービスの提供を受けるものである。 ②電源の2重化、24時間空調、厳重なセンター内への入退室管理、強固な耐震設備等あらゆる災害に対応できるなど、より高度なセキュリティと堅牢なファシリティの確保に加え、障害等によるネットワーク停止の際、復旧を迅速に行うには、県内のデータセンター内に常に要員を確保し、24時間365日、機器やネットワークの状況を監視しておく必要がある。 ③上記施設を有する者はソフトバンク株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 電子自治体推進課	グループウェア利用に係るリモートアクセスシステム機能拡張部分に関する運用保守業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金池MGビル	株式会社エイビス	2,820,180 円	①本業務は、グループウェア利用に係るリモートアクセスシステムの拡張機能に関する保守運用委託業務である。 ②これを行うためには、本体及び拡張システムの構成や設定を熟知している必要がある。また、障害等が発生した際に、迅速に原因の切り分けを行い対応できる必要がある。 ③上記条件を満たす者は株式会社エイビスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 電子自治体推進課	業務用チャットツール利用契約	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	27,118,080 円	①本契約は、新型コロナウイルス感染症や災害等の緊急時において、庁舎外でも迅速かつ効率的な連絡体制を構築することを目的として、従来のメール等の連絡手段よりも効率的な連絡が可能なチャットツールを導入するものである。 ②この目的を達成するには、以下の要件を満たすチャットツールを選定する必要がある。 ・LGWAN環境・インターネットの双方からアクセスが可能であること。 ・パソコン及びスマートフォンでの使用が可能であること。 ・インターネット経由で入手したファイルをLGWAN接続系に取込む場合は、ファイル無害化処理がなされること。 ・LGWAN-ASPで提供され、複数の地方公共団体の導入実績を有するサービスであること。 ③上記の要件を全て満たすサービスは、LGWAN環境でもインターネット環境でも利用できるクラウド型の自治体専用ビジネスチャットツールとして株式会社トラストバンクが提供する「LoGoチャット」のみであり、本製品を提供することができる本県で唯一の販売代理店である株式会社オーイーシーと随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17 電子自治体推進課	大分県総務事務システム運用保守委託	令和6年4月1日	大分県大分市寿町5-20	富士電機ITソリューション株式会社	21,509,180 円	①本業務は大分県総務事務システムの運用保守にかかる運用監視、障害管理、問い合わせ対応、及びセキュリティ管理等の作業を委託するもの ②これを行うためには当該システムに精通し、細部まで熟知している必要がある。 ③上記の条件を満たすのは、本システムの開発に携わった左記の業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
18	電子自治体推進課	令和6年度大分県モバイル型キャッシュレス端末POSアカウント賃貸借契約	令和6年4月1日	大分県大分市東大道二丁目5番60号	モバイルクリエイト株式会社	2,282,280 円	①本業務は、モバイル型キャッシュレス決済に伴うPOSシステム利用及び運用保守を行うものである。 ②導入済のキャッシュレス決済端末運用を行うためには、モバイルクリエイト(株)が提供するPOSシステムが必要である。 ③上記技術を有する者はモバイルクリエイト株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19	電子自治体推進課	令和6年度大分県施設予約システムサービス提供業務に係る契約	令和6年4月1日	愛知県名古屋市中東区照が丘10-1	株式会社リザーブマート	1,101,100 円	①本業務は、R3年度に導入した大分県施設予約システムのサービス利用に係る契約である。 ②本システムは株式会社リザーブマートがクラウドサービスにより運営するものであり、別システムを導入すると、3年度に登録した施設情報の再登録や職員の操作研修等に多大な費用が必要となる。 ③今後も本システムを継続利用する必要があり、現在利用している株式会社リザーブマートのサービス以外にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
20	電子自治体推進課	令和6年度大分県POSアカウント賃貸借契約	令和6年4月1日	東京都中央区築地5丁目4番地18 汐留イーストサイドビル2・3階	ポスタス株式会社	3,207,600 円	①本業務は、自動釣銭機付キャッシュレス決済に伴うPOSシステム利用及び自動釣銭機の運用保守を行うものである。 ②導入済のキャッシュレス決済端末及び自動釣銭機の運用を行うためには、ポスタス(株)が提供するPOSシステムが必要である。 ③上記技術を有する者はポスタス株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21	電子自治体推進課	磁気媒体保管業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	1,013,100 円	①当該磁気媒体行外保管業務は、県の開庁日に1日1回、磁気媒体の授受を行うこととしており、その記録媒体の保管庫については、地震等の災害に耐える設備であることや施錠等セキュリティ設備が完備されていることなどを仕様書で規定している。 ②これを行うためには、地震等の災害により交通遮断が発生した場合も、仕様書の要件を満たすサービスを提供できなければならない。 ③上記要件に該当する業者は大分県庁舎近辺に拠点を構える株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
22	電子自治体推進課	大分県職員ポータルシステム運用管理支援業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金池MGビル	株式会社エイビス	2,571,250 円	①本業務は、大分県職員ポータルシステムの運用監視、障害対応、問い合わせ対応及びデータメンテナンス等、本システムの円滑かつ安定した運用を確保するために行うものである。 ②これを行うためには、一体型ポータルとして大分県独自仕様を満たすために機能の開発や設定組み込みなどを把握している必要がある。 ③上記技術を有する者は、大分県の独自仕様の開発に携わっている(株)エイビスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23	電子自治体推進課	大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	8,633,460 円	①本業務は、大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援委託業務である。 ②これを行うためには、委託期間中は、年度替わりによるシステム対応を行うとともに、システムを安定的に運用しなければならず、業務を熟知し迅速かつ的確に業務を遂行する必要がある。さらに、単に専門技術を有するのみならず、システムの運用には、県の制度等を熟知している必要がある。 ③上記条件を満たす者は株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
24	人事課	大分県職員健康管理システム利用契約	令和6年4月1日	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目4番27号	株式会社麻生情報システム	2,637,360 円	①本業務は、大分県職員健康管理システムの運用を行うものである。 ②システムの運用に際しては、システム不具合の対応や軽微な変更等、早急に対応する必要がある。 ③上記を実施できる契約相手方は、パッケージソフトの著作権を有する開発業者である(株)麻生情報システムのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
25	人事課	大分県人事給与システム改修委託業務	令和6年4月19日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社	9,900,000 円	①現行システムは富士通(株)が開発したものである。また、本システムは知事部局職員のみならず、教育庁、警察、小・中学校、高等学校、各種委員会、企業局、病院局の職員(全体で約2万人)の給与支給を行っているシステムである。 ②改修により障害等が発生することがないようハードウェア及びソフトウェアの内容を熟知し、適切にシステムを改修することが必要であり、システム改修するためには、開発元の固有の技術力が必要である。 ③その技術力を有する者は、富士通(株)から事業を承継する富士通Japan株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
26	大分県税事務所	令和6年度軽自動車税環境性能割申告書確認等事務委託	令和6年4月1日	大分市三佐5丁目1番27号	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会大分事務所	2,025,804 円	①本業務は、軽自動車に係る自動車税環境性能割の適正な申告と事務処理の促進を図るため、道路運送車両法に基づき、検査の申請又は届け出を行う場合に提出する書類に添付される申告書の記載事項の確認等を委託するもの ②一般社団法人全国軽自動車協会連合会大分事務所は、軽自動車の検査に関する業務を行う軽自動車検査協会と同一建物内に所在し、軽自動車に関する登録等に関する事務を行っており、納税義務者から申請される自動車税環境性能割申告書の受付も同法人が行っており、円滑に対応することができる。 ③上記を満たすものは、一般社団法人全国軽自動車協会連合会大分事務所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
27	大分県北部振興局	R6畑地化伏田換地(その1)委託業務	令和6年4月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,205,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
28	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所	R6畑地化宇田枝左右知工区埋蔵文化財発掘調査委託業務	令和6年5月27日	大分県豊後大野市三重町市場1200番地	豊後大野市長	3,607,500 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「宇田枝地区」において、埋蔵文化財発掘調査を行うものである。 ②大分県教育委員会が各市町村教育委員会あて発出した、平成2年10月19日付け教委文第1943号「埋蔵文化財包蔵地及びその周辺における開発計画の事前協議と調査体制の整備について(依頼)」によって、県営の農業基盤整備事業にかかる埋蔵文化財発掘調査は市町村が対応することとなっているため、豊後大野市と随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
29 県政情報課	大分県例規データベースシステム等の使用に関する契約	令和6年4月1日	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目4-27 Aビル2階	株式会社ぎょうせい 九州支社	5,722,200 円	①全庁的に業務に使用し、対外的に公表する大分県例規データベースには、大分県法規集と同内容で正確であること、これまでの改廃状況を含めたデータを提供できることが求められる。また、例規には法令の引用がされているため、法令の改廃状況とを連動させてデータを確認することが必要である。 ②(株)ぎょうせいは、法令集の編集についての専門業者であり、データベース化に関してノウハウや実績を有している。「大分県法規集」の編集を行っていることから、大分県法規集と同内容のデータベースを正確に作成し、これまでの例規の改廃状況を含めたデータベースを作成し、及び大分県の例規と法令の改廃状況を連動させたデータを提供できるのは(株)ぎょうせいのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
30 県政情報課	第一法規総合情報データベースシステム利用契約	令和6年4月1日	東京都港区南青山2丁目11番17号	第一法規 株式会社(東京)	1,347,720 円	①本契約は、判例等を迅速かつ正確に検索するための判例検索システム等の利用契約である。 ②これに適するのは、他者が提供している判例検索システムと比べ、判例要旨の収録件数が多く、また、判例検索システムと連動したシステムの利便性が高く、法務室の訴訟事務、相談業務等の円滑な遂行に資する総合的なシステムである。 ③これに適するものを提供しているのは、第一法規株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
31 税務課	大分県自動車税収納事務委託契約(単価契約)	令和6年4月1日	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	9,789,330 円	①本業務は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる自動車税種別割等の収納及び取りまとめについての収納事務を委託するものである。 ②平成19年度に企画提案を募集し、優れた提案を行った地銀ネットワークサービス(株)と契約を締結した。本県の自動車税種別割のシステムは、この事業者から送信される収納データの形態に合わせて改修されている。 ③②の理由により、地銀ネットワークサービス(株)と収納事務に関する委託契約を結ぶほかに、他業者との競争には適さないもの ④単価契約:収納1件につき61.16円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
32 税務課	pipitLINQ(預貯金等照会電子化サービス)利用契約(単価契約)	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区駅前1-17-21	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州	2,486,000 円	①本業務は、徴収業務における預貯金等照会について、電子化サービスを利用するものである。 ②本県の預金等債権の差押実績の大半を占める金融機関で同システムを導入しているため、他業者との競争には適さない。 ③単価契約:月額基本料132,000円、照会1件につき11円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
33 行政企画課	令和6年度大分県知事公舎樹木等管理業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市花園二丁目6番46号	公益財団法人森林ネットおおい	1,164,900 円	①本業務は大分県知事公舎及びゆうえんかん広場の樹木等を一体的に管理するものである。 ②本業務は、芝生や多種多様な樹木等について、四季を通じて常に良好な状態を保つよう管理を行う必要がある。また、令和5年度当初時点で、知事公舎は整備から約4年、ゆうえんかん広場は整備から約2年と間もなく、間引き等を行う場合は、公舎と広場の間での移植などを検討する必要があり、双方の状態を熟知し、専門的な知識と豊富な経験がある業者により管理を行う必要があった。以上から、令和5年度までは公益財団法人森林ネットおおいと契約を締結したところ。 ③令和5年度の業務において、両施設において樹木等の良好な根付きが確認できたことから、その管理について専門的知識を有する状況ではなくなった。 ④本契約は、一般競争入札による契約に移行するための事務手続き期間である3月間について委託するものであり、継続性及び効率性の観点から令和5年度まで管理を行った上記の者と契約するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
34 行政企画課	令和6年度行政情報サービス「JAMP」利用契約	令和6年4月1日	東京都中央区銀座5丁目15番8号	株式会社時事通信社	27,939,120 円	①本業務は、公務員向けに特化して取材・執筆された専門性の高い行財政ニュース、官庁の人事データ、地方行財政調査会等の資料、過去蓄積されてきた貴重なデータや迅速なニュースの提供を受けるものである。 ②データ等の提供を受けるためには、「JAMP」の利用契約が必要である。 ③上記を提供できる者は、株式会社 時事通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
35 行政企画課	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム運営等支援業務委託	令和6年5月28日	大分県大分市中央町2丁目9番22号	株式会社大銀経済経営研究所	3,800,500 円	①本業務は、おおいたPPP/PFI地域プラットフォームの運営支援業務を委託するものである。 ②PPP/PFI事業のノウハウ習得や案件形成能力の向上を図るとともに、行政と民間との対話を通じた具体的な案件形成を目指すには、業務に対する専門的な知識や類似業務の実績、運営能力の優れた事業者に委託することが効果的である。 ③提案競技の結果、選定委員会で評価を行い、契約候補者と認められたのが株式会社大銀経済経営研究所である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
36 電子自治体推進課	令和6年度オンライン学習サービス提供業務	令和6年4月1日	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング13階	株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部	9,625,000 円	①本業務は、DX推進リーダーを育成するために必要となるオンライン学習サービスの提供を行うものである。 ②これを行うためには、DX推進リーダーに求める役割に応じて、最新かつ多様な概ね8,000以上の学習コンテンツが利用でき、また、品質保証の観点から、全国の自治体において行政DX人材育成プログラムとして提供した実績を有する必要がある。さらに、受講者の学習状況等の把握するため、管理者が利用者の合計視聴時間の推移等を把握できる機能や、利用者の学習理解向上のため、コンテンツ内容に質問がある場合は、動画視聴画面から講師に直接質問ができる機能を有する必要がある。 ③上記を満たすサービスはUdemy Businessしかなく、当該サービスを提供できる事業者は株式会社ベネッセコーポレーションしかない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
37 電子自治体推進課	令和6年度大分県kintone運用管理支援業務委託	令和6年5月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金池MGビル	株式会社エイビス	1,185,800 円	①本業務は、業務効率化を図るため令和3年度から導入しているローコード・ノーコードツールkintoneの、令和6年度運用管理支援業務を委託するものである。 ②本業務を委託するにあたり、一般競争入札を実施したが、2度の再入札において不発となったため、随意契約へ移行。応札業者1者(株式会社エイビス)による見積合わせを実施し、予定価格を下回ったため契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
38 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6畑地化上田原 換地委託業務	令和6年6月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	3,806,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「上田原地区」において換地業務を行うものである。 ②本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱により、市町村、土地改良区、大分県土地改良事業団体連合会及びその他知事が適当と認めるものに委託を行うこととされている。また、本業務は、「大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことができる場合の運用方針」で定める「換地業務」に該当する。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
39 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6畑地化宇田枝 換地委託業務	令和6年6月17日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	14,135,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「宇田枝地区」において換地業務を行うものである。 ②本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱により、市町村、土地改良区、大分県土地改良事業団体連合会及びその他知事が適当と認めるものに委託を行うこととされている。また、本業務は、「大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことができる場合の運用方針」で定める「換地業務」に該当する。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
40 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6畑地化宇田枝津留工区 確定 測量委託業務	令和6年6月26日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	10,637,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業宇田枝地区津留工区のほ場整備における確定測量業務を行うものであり、同時に行われる換地業務と密接に関連し、切り離して行うことは不可能である。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、円滑かつ適正な作業が期待される。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
41 市町村振興課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォール監視及び保守に係る業務委託契約	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地全 国市町村議員会館	J-LIS 地方公共団体情報システム 機構	8,294,600 円	①本業務は、県及び各市町村に設置されているファイアウォールについて、状態監視・故障原因の把握・故障修理などを行うものである。 ②これを行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの初期設定、機器設置、動作確認、システム管理までの作業を一貫した体制で実施する必要がある。 ③上記技術を有する者は国が指定する指定情報処理機関として、住民基本台帳ネットワークシステムの導入時より、ファイアウォールの監視及び保守に関する業務を全国一律に実施してきた経緯がある当機構のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
42 市町村振興課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバー集約センターの運用監視等に係る業務委託契約	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地全国市町村議員会館	J-LIS 地方公共団体情報システム機構	9,819,902 円	①本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムの中で、データセンターに設置されている都道府県サーバーなどの機器及びネットワークの運用と監視を行うものである。 ②これを行うためには、集約センター内に集約化されている、住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバーの安定した稼働及び障害発生時の迅速かつ的確な対応が必要である。 ③上記技術を有する者は国が指定する指定情報処理機関として、集約センター内の都道府県サーバーの構築、運用に関する業務を全国一律に実施してきた経緯がある地方公共団体情報システム機構のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
43 市町村振興課	令和6年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託契約	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地全国市町村議員会館	J-LIS 地方公共団体情報システム機構	1,838,100 円	①本業務は、市町村の普通交付税算定事務及び地方特例交付金算定事務の電算処理を実施するものである。 ②これは、「令和6年度市町村分普通交付税等算定事務電子計算機処理実施要綱」の「5 基礎数値データの送付等」により、地方公共団体情報システム機構において実施することとされている。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
44 総務事務センター	児童手当法改正に伴う総務事務システム改修委託業務	令和6年6月26日	大分県大分市寿町5-20	富士電機ITソリューション株式会社 大分営業所	2,246,530 円	①本業務は、総務事務システムの改修を行うものである。 ②これを行うためには、総務事務システムのプログラムに関する知識が必要である。 ③上記を有する者は総務事務システムを開発した富士電機ITソリューション株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
45 人事課	令和6年度大分県職員健康診断業務委託契約	令和6年5月24日	大分市大字宮崎1415番地	公益財団法人大分県地域成人病 検診協会 おおい健診センター	79,823,975 円	①本業務は、下記(1)～(3)に掲げる大分県職員(約4,400名)の健康診断を行うものである。 (1)一般健康診断(定期健康診断、特定業務従事者健康診断) (2)特別健康診断(有機溶剤、特定化学物質、船員) (3)その他の特殊健康診断(有機りん、情報機器、レーザー光線) ②これを行うためには、県の出先機関への巡回健康診断が必要である。 ③上記①、②に対応できる者は(公財)大分県地域成人病検診協会おおい健診センターのみである。 ④単価契約:各項目ごと110～49,500円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
46 税務課	令和6年度自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約(単価契約)	令和6年4月1日	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	4,318,257 円	①本業務は、自動車税の賦課徴収事務を効率的に行うため、自動車登録ファイルから抽出された情報を自動車税システムに適合する形式に処理し、登録検査情報としてネットワーク配信により納入することを委託するものである。 ②上記の業務は、地方公共団体情報システム機構が独占的に行っており、他に代えるものがない。 ③単価契約:登録・検査情報 11.55円/件、県外移転・抹消情報 2.2円/件	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
47 電子自治体推進課	令和6年度大分県市町村情報システム標準化・共通化支援業務委託	令和6年6月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	5,500,000 円	①本業務は、情報システム標準化・共通化における市町村支援を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、本提案競技で定める審査基準に則り審査した結果、株式会社オーイーシーの企画提案が審査基準を満たし優れていると判断したため、契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
48 大分県東部振興局	R6最適土地小原・北江地区農地 情報カルテ作成委託業務	令和6年7月12日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	2,684,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②これを行うには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
49 大分県東部振興局	令和6年度姫島ITアイランドを活用した ワーケーション促進実証事業委託業務	令和6年5月29日	大分県東国東郡姫島村姫島村 2069	一般社団法人国東エコツーリズム	4,781,700 円	①本業務は、ITアイランド構想を掲げる姫島村において、島外からIT関連企業や人材を呼び込むため、コロナ禍におけるテレワークの拡大や、ワーケーションなどの観光需要の拡大といった近年の状況を踏まえて、自動車に乗って、好きな観光地で、好きな時間に働くことができる、新しい働き方や旅のかたちの有効性を実証するものである。 ②これを行うためには、魅力的・効果的なイベント実施等について、知見や実績が必要である。 ③金額要件だけでなく、これまで実施してきた事業において判明した課題等について、引き続き改善策等を検討していく必要があることから、効果的かつ効率的に事業を実施するためにも昨年度事業の受託事業者である一般社団法人国東エコツーリズムと契約を締結したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
50 大分県東部振興局	R6最適土地内田・成吉・吉広地区農地 情報カルテ作成委託業務	令和6年7月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	2,365,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②本業務の実施には、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。 ③本業務の実施が可能なのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
51 大分県東部振興局	R6最適土地富来・来浦・重藤地区農地 情報カルテ作成委託業務	令和6年7月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	2,453,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。 ③本業務の実施が可能なのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
52	大分県東部振興局	R6畑地化北江計画変更資料作成委託業務	令和6年7月8日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,390,000 円	<p>①本業務は、「水田畑地化推進基盤整備事業 北江地区」において、ICT施工の導入や畑地化エリアの決定に伴う基盤切盛の変更等により、事業費の大幅な増額が想定されるため、計画変更資料作成を委託するものである。</p> <p>②本事業の当初事業計画書は、大分県土地改良事業団体連合会が作成しており、地域の概要や効果算定に必要なデータ及び資料等、当該地区における事業計画の内容を熟知している。</p> <p>また、土地改良事業制度に熟知しており、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにはない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。</p> <p>③上記のことから、大分県土地改良事業団体連合会と契約を締結する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
53	大分県東部振興局	R6畑地化北江2工区ほ場整備実施設計委託業務	令和6年7月8日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	14,520,000 円	<p>①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業 北江地区において、区画整理、道路、用・排水路計画の設計を行うものである。</p> <p>②本業務の業務場所では換地を伴う区画整理を予定しており、大分県土地改良事業団体連合会は土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している唯一の団体である。</p> <p>本業務は、上記の換地業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。</p> <p>③以上のことから上記団体と契約を締結する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
54	大分県東部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(東部)委託業務	令和6年7月12日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	15,092,000 円	<p>①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。</p> <p>②これを行うためには、ため池の点検及び診断に関する実績や防災工事の計画立案、現場条件等に精通している必要である。</p> <p>③上記の記述を有するのは大分県土地開発事業団体連合会のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
55	大分県東部振興局	R6最適土地国東・旭日・吉松地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月12日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,904,000 円	<p>①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。</p> <p>②これを行うには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。</p> <p>③上記業務が可能な業者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
56	大分県東部振興局	令和6年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務	令和6年5月31日	大分県杵築市狩宿2113-1	奈狩江地区住民自治協議会	1,500,000 円	①本業務は、県内海水浴場の約半数が立地する東部管内でモデル事業を実施することにより、「海」を活用した特色ある地域づくり、交流人口の更なる拡大、観光保全に対する機運醸成等を推進し、各種取組の好循環を創出することを目的とする。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った奈狩江地区住民自治協議会と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
57	大分県東部振興局	令和6年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務	令和6年5月31日	大分県速見郡日出町2612-1	一般社団法人ひじ町ツーリズム協会	1,500,000 円	①本業務は、県内海水浴場の約半数が立地する東部管内でモデル事業を実施することにより、「海」を活用した特色ある地域づくり、交流人口の更なる拡大、観光保全に対する機運醸成等を推進し、各種取組の好循環を創出することを目的とする。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った一般社団法人ひじ町ツーリズム協会と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
58	大分県東部振興局	令和6年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務	令和6年5月31日	大分県国東市安岐町掛樋915-8	くにしき鬼汁歩荷隊	1,500,000 円	①本業務は、県内海水浴場の約半数が立地する東部管内でモデル事業を実施することにより、「海」を活用した特色ある地域づくり、交流人口の更なる拡大、観光保全に対する機運醸成等を推進し、各種取組の好循環を創出することを目的とする。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったくにしき鬼汁歩荷隊と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
59	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6防ため仁田尾溜池計画変更資料作成委託業務	令和6年6月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,562,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池等整備事業仁田尾溜池地区における計画変更を作成するものである。 ②委託業者は、当初計画書業務作成を実施している。 ③委託業者は、土地改良事業制度に熟知しており、経済効果算定にあつて、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ④上記の技術を要する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
60	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6防ため下司計画変更資料作成委託業務	令和6年6月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,893,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池等整備事業下司地区における計画変更を作成するものである。 ②委託業者は、当初計画書業務作成を実施している。 ③委託業者は、土地改良事業制度に熟知しており、経済効果算定にあつて、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ④上記の技術を要する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
61	大分県中部振興局	令和6年度かんしょ産地サル被害対策実証事業ニホンザル対策推進委託業務	令和6年4月5日	兵庫県丹波篠山市大沢新144-2	特定非営利活動法人 里地里山問題研究所	1,977,580 円	①本業務は、令和5年度に実施のかんしょ生産者および区長向けサル被害対策調査結果を受け、作成した「サル管理・対策方針」に基づき、モデル集落を設定し、地域住民への意識調査と勉強会、集落環境の点検・整備、追い払い指導、かんしょほ場における防護柵モデル展示等の重点指導を行うものである。 ②これを行うためには、被害状況の客観的な評価方法やニホンザルに関する専門知識・被害防除対策技術が必要である。 ③上記技術等を有する者は、過去3年以内にも他県で同様の業務を実施した実績が多くあり、農林水産省の「農作物野生鳥獣害対策アドバイザー」に登録された役職員がおりかつ「獣害をきつかけとした地域活性化」を専門分野としているなどの点で、特定非営利活動法人里地里山問題研究所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
62	大分県中部振興局	R6畑地化(高)賀来中尾農道台帳作成委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,100,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業賀来中尾地区の圃場整備内農道における農道台帳図作成を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数おり、換地の専門組織を有していることが必要。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
63	大分県中部振興局	R6畑地化(高)賀来中尾確定測量委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,410,000 円	①本業務は、水田畑地化推進議版整備事業賀来中尾地区の圃場整備における確定測量を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数おり、換地の専門組織を有していることが必要。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
64	大分県中部振興局	R6畑地化(高)賀来中尾換地委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,500,000 円	①本業務は、水田畑地化推進議版整備事業賀来中尾地区の圃場整備に伴う換地委託業務を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数おり、換地の専門組織を有していることが必要。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
65	大分県中部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(中部)委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	17,985,000 円	①本業務は、管内一円の農業用ため池の劣化状況を把握し、決壊の危険性を評価を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、日常的に農業用ため池を点検・診断・管理していること、また、防災工事の計画・現場条件等に精通している必要がある。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
66	大分県豊肥振興局	令和6年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務	令和6年4月1日	東京都千代田区丸の内1-9-2	株式会社リクルート	4,998,000 円	①本業務は、「令和6年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務」を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、「令和6年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務企画提案競技審査委員会」において、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った「株式会社リクルート」と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
67	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R6最適土地久保・木下等農地情報カルテ作成委託(313-10-1-13)	令和6年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,893,000 円	①本業務は、農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要である。 ③本業務の実施が可能な者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
68	大分県北部振興局	R6最適土地平林・山国東部・四日市・金丸地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,695,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
69	大分県北部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(北部1)委託業務	令和6年7月26日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	14,278,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
70 大分県北部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(北部2)委託業務	令和6年7月26日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,335,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
71 大分県北部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(北部3)委託業務	令和6年7月26日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	14,498,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
72 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6最適土地大野町地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	2,618,000 円	①本業務は大規模園芸団地整備促進事業大野町地区において、ほ場整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②ほ場整備構想は換地業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
73 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6県単三重町地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	1,584,000 円	①本業務は県単独事業三重町地区において、ほ場整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②ほ場整備構想は換地業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
74 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6中山間豊後大野 計画変更資料作成委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業団体連合会	6,050,000 円	①本業務は、県営中山間地域総合整備事業「豊後大野地区」の事業計画変更資料の作成を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について市町村や土地改良区に対し適切なアドバイスができる。 ③優れた情報収集、分析、効果算定能力及び、一般コンサルタントには無い豊富な知識とデータ並びに算定技術を有しているのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
75 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6防災減災大分6 劣化状況評価 (豊後大野)委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	公益社団法人大分県土地改良事業 団体連合会	4,081,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池の劣化状況を評価するものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県下のため池について以下の業務を実施している。 ・平成25～27年度に新潟県中越地震等の発生を受けて行った「ため池一斉点検」 ・平成30年7月豪雨を受けて短期間で行った「ため池緊急点検」 ③当該団体は、「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的にため池管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。さらに、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定も受託しており、防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
76 学事・私学振興課	令和6年度私立学校就職・早期離職 防止支援事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市大手町1丁目1-13	大分県私立中学高等学校協会	7,547,662 円	①本事業は県内各私立中学・高等学校の自助努力を支援することで、主に私立中学・高校生に対する各校の早期キャリア教育の取り組みの充実を図り、就職後のフォローアップを行うものである。 ②これを行うためには、各私立中学・高等学校との密接な関係を有する者により事業を実施することが必要である。 ③上記各私立中学・高等学校との密接な関係を有する者は県内の各私立中学・高等学校が加盟しており、理事長会、校長会の開催、各校教職員の合同研修会実施なども行っている大分県私立中学高等学校協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
77 県政情報課	公文書等細目入力委託	令和6年4月1日	大分県大分市王子新町3-4	NPO法人大分県近現代資料調査 センター	2,801,178 円	①本委託業務は、簿冊に編綴されている各文書ごとにその内容を入力するものである。 ②これを行うためには、多岐にわたる行政文書の作成を経験し、個人(機微)情報に係る知識を有するなど公文書に精通し、かつ、くずし字を理解できる人材を有する団体であることが必要である。 ③県内で上記条件を満たす者は特定非営利活動法人 大分県近現代資料調査センターのみである。 ④単価契約:1件 203.5円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
78 県政情報課	特定信書便送達業務	令和6年4月1日	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目 12番号	佐川急便株式会社	2,199,669 円	①本業務は、大分県庁舎内の各所属から発送依頼のあった特定信書便物を取集するとともに、指定された受取人へ送達するものである。 ②特定信書便物の送達にあたっては、以下の要件を満たすことが必要である。 ・所属からの依頼は、自治体や企業に限らず個人あてのものがあるため、個人への送達が可能であること。 ・送達は、県内や九州内に限らず全国にわたるため、送達エリアは全国であること。 ・大分県内に事業所があり、毎日15時以降に文書室を訪問し、収集できる業者であること。 ③上記条件を満たす者は佐川急便株式会社のみである。 ④単価契約:配達先エリア、重量・サイズにより1,155円～4,807円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
79 県政情報課	文書室賞状等毛筆浄書業務	令和6年4月1日	大分県大分市金池町3丁目2番3号	公益社団法人大分市シルバー人材センター	1,912,526 円	<p>①本業務は、大分県庁舎内の各所属からの依頼に基づき、毛筆による賞状、封筒記名、式次第の全文書き及び部分書き等の浄書業務を行うものである。</p> <p>②納品に緊急を要する場合があるため、契約相手は常時複数名の浄書技術者を擁しており、納期について柔軟に対応できるとともに、原稿の受渡しや成果品の引渡しを直接行うことができる場所に位置する事業所を有する事業者である必要がある。</p> <p>③上記条件を満たす者は大分市シルバー人材センターのみである。</p> <p>④単価契約： ○賞状 全文書き 105文字以内 3,382.5円/枚 106文字以上135文字以内 3,796.1円/枚 136文字以上165文字以内 4,065.6円/枚 部分書き 会社・団体名 336.6円/行 役職・氏名 268.4円/行 年月日 112.2円/行 その他(1字増すごと) 33.0円/字 ○慶弔袋 表書 毛筆 168.3円/枚 薄墨 179.3円/枚 ○式次第 全文書き 模造紙(標準サイズ) 4,782.8円/枚</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
80 電子自治体推進課	電子計算機専門研修業務委託	令和6年6月13日	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5JR川崎タワー	株式会社富士通ラーニングメディア	1,416,915 円	<p>①本県では「総合情報ネットワーク」において、汎用コンピュータ環境を利用した県税総合情報システムや自動車税管理システムが稼働している。システム担当職員は、この汎用コンピュータ環境で稼働するOS(オペレーティングシステム)およびOS上で稼働する複数のサービスについて専門の知識を習得する必要があるが、これらの製品は富士通独自仕様となっている。</p> <p>②上記以外の汎用コンピュータからオープン環境に移行したシステムについても、Net-COBOL、Job Workload Server、Symfoware等、富士通製のミドルウェアを中心に構成されており、担当職員はこれらの知識を十分に習得する必要がある。</p> <p>③以上のことから、本県の電算従事職員を養成する研修業務を確実かつ円滑に実施できる業者は(株)富士通ラーニングメディア以外にないため、(株)富士通ラーニングメディアと随意契約により契約を締結する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
81 大分県東部振興局	R6畑地化竹田津干拓換地委託業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,170,000 円	<p>①本業務は、竹田津干拓地区の換地業務を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地主、及び換地専門の組織を有している必要がある。</p> <p>③上記を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
82 大分県東部振興局	R6最適土地中村・馬場・油留木地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年8月5日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,387,000 円	<p>①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。</p> <p>②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。</p> <p>③上記業務を実施が可能なのは有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
83 大分県東部振興局	R6最適土地伊美・深江・堅来地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年8月5日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,343,000 円	<p>①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。</p> <p>②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する必要がある。</p> <p>③上記業務を実施が可能なのは有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
84 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6最適土地・上南・熊野地区農地 情報カルテ作成委託業務	令和6年7月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,200,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けて、過去、農地開発事業等で造成された未利用農地を対象に整備可能な農地をリスト化し、農地情報を整理した「農地情報カルテ」を作成するものである。 ②受託業者は、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識があり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する技術を有している。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
85 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6中山間日出山香計画変更資料 作成委託業務	令和6年7月8日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,557,000 円	①本業務は、中山間日出山香地区における計画変更を作成するものである。 ②委託業者は、当初計画書業務作成を実施している。 ③委託業者は、土地改良事業制度に熟知しており、経済効果算定にあって、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ④上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
86 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6最適土地・柏川・川崎・三尺山 地区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月19日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,980,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けて、過去、農地開発事業等で造成された未利用農地を対象に整備可能な農地をリスト化し、農地情報を整理した「農地情報カルテ」を作成するものである。 ②受託業者は、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識があり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する技術を有している。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
87 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑総西溝井確定測量委託業務	令和6年7月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,566,000 円	①本業務は、西溝井地区における確定測量を行うものである。 ②本業務のうち、確定測量は換地業務に密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。一方の換地業務は大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条において、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものから選定するよう委託先を定めている。 ③受託業者には、土地改良換地士の資格を持った者が在籍しており、換地業務の専門的な知識を有している。 ④上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
88 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑総西溝井測量設計委託業務	令和6年7月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,015,000 円	①本業務は、西溝井地区における換地及び畑地整備を目的とした区画整理の設計を修正するものである。 ②換地業務は専門的な知識を必要とされるが、受託業者はこれまでその業務を受託している。 ③換地業務と畑地整備の区画整理設計は密接に関連しており、切り離して実施することは不可能であり、土地改良法等に精通している必要がある。 ④上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
89	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑総西溝井換地事務委託業務	令和6年7月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,245,000 円	①本業務は、杵築市大字溝井におけるほ場整備の換地事務を委託するものである。 ②換地業務は専門的な知識を必要とされるが、当該団体はこれまでもその業務を受託している。 ③当該団体は、土地改良事業制度に熟知しており、換地業務に関しては、一般コンサルタントにはない豊富な知識、及びデータを有している。 ④上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
90	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6最適土地中津屋・狩宿北部・石山地区農地情報カルテ作成委託	令和6年7月31日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,607,000 円	①本業務は、大規模園芸産地づくりに向けて、過去、農地開発事業等で造成された未利用農地を対象に整備可能な農地をリスト化し、農地情報を整理した「農地情報カルテ」を作成するものである。 ②受託業者は、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識があり、2次元図を作成した上で3次元整備図を作成する技術を有している。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
91	大分県中部振興局	令和6年度かんしょ産地サル被害対策実証事業 ニホンザル生息状況調査委託業務	令和6年4月5日	東京都八王子市小宮町992番地7	株式会社野生動物保護管理事務所	2,279,200 円	①本業務は、かんしょ「甘太君」の猿被害に対する防止策の基礎資料とするためのサルによる被害状況と現在の被害対策を調査し、被害対策の方針案の策定を行うものである。 ②この業務は、農作物の害獣被害とニホンザルに関する専門的な知識が必要である。 ③委託業者は過去3年以内に他県において同様の業務を実施した実績等があり、高い能力、ノウハウを有しており、業務が受託できる唯一の業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
92	大分県中部振興局	R6合理化(高)平石計画変更資料作成委託業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,070,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業平石地区のほ場整備における変更事業計画書の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、実施優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
93	大分県中部振興局	R6畑総津久見計画変更資料作成委託業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,960,000 円	①本業務は畑地帯総合整備事業津久見地区における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、実施優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
94	大分県中部振興局	R6県計鬼崎地区計画資料作成委託業務	令和6年8月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,810,000 円	①本業務は、県営契約調査事鬼崎地区における事業計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は、土地改良制度を熟知しており、事業内容等について市町村や地元の土地改良区に適切なアドバイスができ、また、経済効果算定にあたり、優れた情報収集・分析・効果算定能力が必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
95	大分県中部振興局	R6合理化朴木井路計画資料作成委託業務	令和6年8月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,680,000 円	①本業務は、農業水利施設保全合理化事業朴木井路地区の計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は、基幹水利施設ストックマネジメントの概査・昨日保全計画等に関する知識や土地改良事業の検討が必要。また、土地改良事業制度を熟知しており、市町村や地元の土地改良区へ適切なアドバイスができることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
96	大分県中部振興局	R6県計単庄内効果検証資料作成委託業務	令和6年8月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,870,000 円	①本業務は、県営中山間総合整備事業「庄内地区」の効果検証のための資料の作成を行うものである。 ②本業務は、経済効果算定に係る優れた情報収集、分析、効果算定能力が必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
97	大分県中部振興局	R6畑地化袖ノ木設計委託業務	令和6年8月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,870,000 円	①本業務は、県営水田畑地化基盤整備事業「袖ノ木地区(4工区)」の設計を行うものである。 ②本業務は、区画整備工事における設計業務であり、土地改良法に規定された換地設計に密接に関連した業務であり、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を有する団体であることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
98	大分県南部振興局	令和6年度 高校生を対象にしたDX推進事業 委託業務契約	令和6年5月28日	大分市東春日町1-1 NS大分ビル	株式会社 地域科学研究所	2,905,100 円	①本業務は、高校生がロゲイニングの企画・実施・分析を通して、DXに関する基礎知識や技術を習得するとともに、地域を知り、地元とのつながりを深め、地域への定着や将来的な回帰に繋げるための業務である。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行った株式会社地域科学研究所と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
99	大分県豊肥振興局	R6畑地化(機)高源寺 換地委託業務	令和6年8月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,367,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認める者に委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
100	大分県豊肥振興局	R6畑地化松本換地委託業務	令和6年8月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,805,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認める者に委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
101	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	R6畑地化(機)宮平確定測量委託 業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	5,005,000 円	①本業務は、当該地区の換地業務を行うものである。 ②これを行うためには、換地士の(資格)や土地改良法に精通していることが必要である。 ③上記資格や技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
102	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	R6畑総三本松農業水利施設台 帳作成委託業務	令和6年7月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	1,265,000 円	①本業務は、畑地かんがい施設情報を水土里情報システムに入力するものである。 ②これを行うためには、大分県土地改良事業団体連合会が所有する水土里情報システムを使用する必要がある。 ③上記システムを有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
103	大分県北部振興局	R6畑地化水崎換地(その1)委託 業務	令和6年8月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	大分県土地改良事業団体連合会	1,419,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
104	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6県計単黒岩・米ノ山事業計画 書単価更新委託業務	令和6年8月20日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	公益社団法人大分県土地改良事 業団体連合会	1,375,000 円	①本業務は、新規探採予定地区である農村地域防災減災事業黒岩地区及び米ノ山地区における事業計画書の単価更新を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について市町村や土地改良区に対し適切なアドバイスができる。また、経済効果算定にあたって、優れた情報収集、分析、効果算定能力及び、一般コンサルタントには無い豊富な知識とデータ並びに算定技術を有している。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、本地区の事業計画書作成委託業務を行っており、事業内容を熟知している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
105	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6防災減災大分6実計辻ヶ追計 画書作成委託業務	令和6年8月20日	大分県大分市城崎町2丁目2番25 号	公益社団法人大分県土地改良事 業団体連合会	8,305,000 円	①本業務は、県営防災重点農業用ため池等調査計画事業「大分6実計地区(辻ヶ追)」の事業計画書の作成を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について市町村や土地改良区に対し適切なアドバイスができる。また、優れた情報収集、分析、効果算定能力及び、一般コンサルタントには無い豊富な知識とデータ並びに算定技術を有している。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、本地区の事業計画書作成委託業務を行っており、業務内容を熟知している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
106	人事課	大分県人事管理システム改修業 務委託	令和6年8月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	1,210,000 円	①本業務は、令和元年度に同社にてパッケージソフトをベースに大分県向けにカスタマイズするため、その設計、構築から導入までの一連の開発を委託したシステムの改修業務である。 ②改修には現システムを熟知した者が、定められた期限内に円滑かつ確実に実施する必要がある。 ③上記を実施できる契約相手方は、パッケージソフトの著作権を有する開発業者である(株)オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
107 大分県東部振興局	R6畑地化北江換地委託業務	令和6年9月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,048,000 円	①本業務は、北江地区の換地業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地主、及び換地専門の組織を有している必要がある。 ③上記条件を満たす業者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
108 大分県東部振興局	R6畑地化綱井換地(その1)委託業務	令和6年9月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,287,000 円	①本業務は、綱井地区の換地業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地主、及び換地専門の組織を有している必要がある。 ③上記条件を満たす業者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
109 大分県東部振興局	国東市武蔵西地区ネットワーク・コミュニティ推進モデル委託	令和6年8月6日	大分県国東市武蔵町麻田433番地	所有者不明土地及び空き家対策推進の会	1,972,112 円	①本業務は、当該地域で活動する法人・団体を地域の暮らしを支える担い手としてモデル的に確保・育成することにより、ネットワーク・コミュニティの構築を促進するものである。 ②これを行うためには、当該地域で既に所有者不明土地及び空き家対策推進の活動を行っている必要がある。 ③上記の目的を効果的に達成できるのは、所有者不明土地及び空き家対策推進の会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
110 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6防災減災大分6劣化状況評価(日出水利)委託業務	令和6年8月29日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	15,334,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池の劣化状況評価を委託するものである。 ②受託業者は、平成25～27年度に新潟県中越地震等の発生を受け行った「ため池一斉点検」のほか、平成30年度に7月豪雨を受け短期間で行った「ため池緊急点検」や「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的に管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。 ③また、受託業者は、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定についても受託しているため、防災工事現場に精通しているなど事業計画を立案する技術を有している。 ④上記実績や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
111 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑地化野田計画変更資料作成委託業務	令和6年9月12日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,992,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業野田地区における計画変更資料を作成するものである。 ②委託業者は、当初計画書業務作成を実施している。 ③委託業者は、土地改良事業制度に熟知しており、経済効果算定にあつて、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ④上記の技術を要する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
112 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6県計敷田井農地再編整備構 想資料作成委託業務	令和6年9月24日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,608,000 円	①本業務は、敷田井地区における土地改良事業計画資料を作成するものである。 ②委託業者は、土地改良事業制度を熟知しており、農地情報等の優れた情報収集能力など、一般コンサルタントにない豊富な知識や技術者を擁している。 ③上記の技術を要する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
113 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6合理化石山計画資料作成委託業務	令和6年9月24日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,768,000 円	①本業務は、合理化石山地区における基幹水利施設の機能保全計画を作成するものである。 ②委託業者は、基幹水利施設の長寿命化対策に取り組んでいることから、基幹水利施設の点検・管理等の保全業務に専門的な知識を有する技術者を擁しており、機能保全計画作成業務を効率的に実施できる。 ③上記の技術を要する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
114 大分県中部振興局	大分サステナブル・ガストロミー推 進業務委託	令和6年9月5日	大分県別府市野口元町2-35	特定非営利活動法人 BEPPU PROJECT	5,456,000 円	①本業務は、県内各地の食文化を再評価し、大分県ならではの持続可能な食文化を構築するとともに、多様な主体による取組を推進することを目的とする業務である。 ②この業務を行うためには、事業の趣旨や考え方を十分に踏まえた効果的な企画・コーディネート力や県内各種団体との円滑な連携・調整力があること、また、クリエイティブな視点を持ち、持続可能な食文化とツーリズムに精通していることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、特定非営利活動法人 BEPPU PROJECTのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
115 大分県豊肥振興局	R6畑地化(機)高瀬寺埋蔵文化財 発掘調査(整理作業)委託業務	令和6年4月30日	大分県竹田市大字会々々1650番地	竹田市	4,625,000 円	①本業務は、埋蔵文化財発掘調査(整理作業)を行うものである。 ②平成2年10月19日付け教委文第1943号(8)埋蔵文化財包蔵地及びその周辺における開発計画の事前協議と調査体制の整備について(依頼)の2対応の原則(1)により県営の農業基盤西部委託事業(ほ場整備・土地改良・広域農道)については原則として市町村が対応することとなっているため、竹田市と随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
116 大分県豊肥振興局	R6畑地化松本岩瀬工区埋蔵文化 財発掘調査委託業務	令和6年5月22日	大分県竹田市大字会々々1650番地	竹田市	7,955,000 円	①本業務は、埋蔵文化財発掘調査(整理作業)を行うものである。 ②平成2年10月19日付け教委文第1943号(8)埋蔵文化財包蔵地及びその周辺における開発計画の事前協議と調査体制の整備について(依頼)の2対応の原則(1)により県営の農業基盤西部委託事業(ほ場整備・土地改良・広域農道)については原則として市町村が対応することとなっているため、竹田市と随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
117	大分県豊肥振興局	R6畑地化(機)高源寺 高源寺工区確定測量委託業務	令和6年7月2日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,020,000 円	①本業務は換地計画案に基づき実施した区画整理工事の土地境界、地積を確定させ、換地計画の樹立及び登記図面を作成するための確定測量を行うものである。 ②本業務を行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く有する必要があるが、この要件を満たすのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
118	大分県豊肥振興局	R6畑地化松本ほ場実施設計委託業務	令和6年7月5日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	14,960,000 円	①ほ場実施設計は、個人財産(土地)の区画形質を変更し、将来優良農地として経営の安定と生産性の向上を目的に行うものである。事業計画・実施設計・境界測量・換地業務等が一連の流れとなっており、これらの業務は互いに関連しており、過去の経緯や地元の考え方を調整するなど総合的に把握の上で、高度な専門知識と公平さを業務に反映させることが必要である。 ②したがって、本業務を行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く有する必要があるが、この要件を満たすのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
119	大分県豊肥振興局	R6畑地化ふるさと宮城確定測量委託業務	令和6年7月16日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,092,000 円	①本業務は換地計画案に基づき実施した区画整理工事の土地境界、地積を確定させ、換地計画の樹立及び登記図面を作成するための確定測量を行うものである。 ②本業務を行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く有する必要があるが、この要件を満たすのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
120	大分県豊肥振興局	R6畑地化松本換地委託業務	令和6年8月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,805,000 円	①本業務は、水田畑地推進基盤整備事業(中山間地域)松本地区の換地業務を委託するものである。 ②これを行うためには、土地改良換地士の資格を持った者に行わせる必要があり、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条において、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものから委託先を選定するように定められている。 ③大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条に記載しているものうち、当該資格を持った者が在籍する団体は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
121	大分県豊肥振興局	R6畑地化(機)高源寺 換地委託業務	令和6年8月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,367,000 円	①本業務は、水田畑地推進基盤整備事業(中山間地域)高源寺地区の換地業務を委託するものである。 ②これを行うためには、土地改良換地士の資格を持った者に行わせる必要があり、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条において、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものから委託先を選定するように定められている。 ③大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条に記載しているものうち、当該資格を持った者が在籍する団体は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
122	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R6畑地化(機)宮平換地委託業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,222,000 円	①本業務は、換地業務に関わる確定測量及び区画整理設計を行うものである。 ②これを行うためには、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③土地改良法に精通し、換地士を多く有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
123	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	R6畑地化叶野換地委託業務	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,343,000 円	①本業務は、換地業務に関わる確定測量及び区画整理設計を行うものである。 ②これを行うためには、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③土地改良法に精通し、換地士を多く有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
124	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	R6畑地化高練木2-2工区換地業 務委託	令和6年8月13日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,354,000 円	①本業務は、換地業務に関わる確定測量及び区画整理設計を行うものである。 ②これを行うためには、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③土地改良法に精通し、換地士を多く有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
125	大分県西部振興局	R6中山間地域総合整備事業日田 2期地区換地委託業務	令和6年7月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	8,624,000 円	①本業務は、中山間地域総合整備事業日田2期地区におけるほ場整備に伴う換地委託を行う業務である。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数在籍している必要がある。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
126	大分県西部振興局	R6中山間日田2期確定測量委託 業務	令和6年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,364,000 円	①本業務は、中山間地域総合整備事業日田2期地区のほ場整備における確定測量を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門技術を有する換地士が多数在籍し、換地の専門組織を有している必要がある。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
127	大分県西部振興局	R6最適土地出口・町田・地藏原地 区農地情報カルテ作成委託業務	令和6年7月18日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,453,000 円	①本業務は、園芸産地拡大促進に向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元図を作成する必要がある。 ③本業務の実施が可能なのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
128	大分県西部振興局	R6県単小林・戸畑地区農地情報 カルテ作成委託業務	令和6年7月18日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,948,000 円	①本業務は、園芸産地拡大促進に向けた整備可能な農地情報を整理し、整備後の3次元イメージを作成するものである。 ②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備設計の専門的な知識が必要であり、2次元図を作成した上で3次元図を作成する必要がある。 ③本業務の実施が可能なのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
129 大分県北部振興局	宇佐駅リニューアルに係る賑わい 空間創出事業委託	令和6年8月1日	東京都文京区後楽2-5-1	株式会社良品計画	5,000,000 円	①本業務は、老朽化が進み、利用者の減少が顕著な宇佐駅舎を魅力的かつ質の高い空間にリニューアルすることで、新たな地域コミュニティスペースや活動を創出し、地域・観光の活性化を図るものである。 ②これを行うためには、駅舎等の公共空間の活性化やまちづくりに係るデザイン監修等の実績が必要である。 ③株式会社良品計画は、背景や建物の形状等が宇佐駅と同様の駅舎リニューアルのデザイン監修等を行い、ディスプレイ産業賞の奨励賞、ウッドデザイン賞2020を受賞するなど高い評価を得ている。また、同社は、R5年度に「宇佐駅リニューアルに係る空間設計業務」を当局から受託し、「宇佐駅の機能強化による地域・観光活性化推進プロジェクトチーム」の一員としてワークショップや宇佐駅利用者アンケート調査等を行い、駅やその周辺状況等を熟知しているほか、それらの意見等をもとにコンセプトデザインの作成を行っている。 これらの実績等を踏まえ、本事業を受託して、効果的に本業務を実施できるのは、同社しかいないため1者随意契約とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
130 大分県北部振興局	R6防災減災梅田溜池計画資料 作成委託業務	令和6年9月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,909,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
131 大分県北部振興局	R6防災減災第一飯在池計画資料 作成委託業務	令和6年9月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,755,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
132 県政情報課	令和6年度公文書等補修委託業務	令和6年9月26日	埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目3番15号	キハラ・ブリザベーション株式会社	1,838,562 円	①本業務は、公文書館で保存する公文書等に対して脱酸性化処理を行い、また同時に破れや綴じの補修を行うことで、歴史的公文書の長期保存を図るものである。 ②これを行うためには、紙質や劣化状態を文書ごとに把握し、作業の可否や補修方法の判断を的確に行うための技術、技能及び施設が必要となる。具体的な脱酸性化処理としては、国立公文書館においても実施している「ブックキーパー方式」(非水性処理)で実施したい。 ③上記技術を有する者はキハラ・ブリザベーション(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
133 電子自治体推進課	令和6年度大分県生成AI検証委託業務契約	令和6年8月1日	宮崎県都城市宮丸町3070番地1	シフトプラス株式会社	3,025,000 円	①本業務は、業務効率化やサービス向上を図るため、セキュアな環境における生成AIの有効性や効果的な業務の洗い出し、内部事務問合せ対応の自動化に向けた検証を委託するものである。 ②これを行うためには、セキュアな環境で利用可能なLGMAN-ASPに登録されているサービスを利用することが必要である。また、内部事務の問い合わせ対応の自動化に向けた検証においては、内部規約や規則、マニュアル等を読み込ませるRAG機能が利用できることが必須である。リスク分散及び多様なモデルによる検証や分析を行うために複数の大規模言語モデル(LLM)が使用できることも求められる。さらに、これらの条件を満たし、自治体特有のニーズや課題に迅速に対応する能力や最適な提案・サポートを提供するため複数の自治体への導入実績がある必要がある。 ③上記の要件を全て満たすサービスは、シフトプラス(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
134 電子自治体推進課	大分県行政文書管理システムソフトウェアの使用許諾権ライセンスの調達	令和6年9月30日	東京都新宿区内藤町1-11 内藤町ビルディング7F	ケーブルックス・インク	31,900,000 円	①本調達は、大分県で使用している行政文書管理システムの根幹となるソフトウェアが令和6年9月で使用期間満了を迎えることから、その使用許諾権の更新を行うものである。 ②当該ソフトウェアの使用許諾更新については、そのソフトウェアの著作権を持つ者と契約を行う必要がある。 ③当該ソフトウェアの使用を許諾できるのは、著作権を有するケーブルックス・インクのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
135 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑地化野田境界測量委託業務	令和6年10月21日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,342,000 円	①本業務は、野田地区のほ場整備に伴う境界測量を行うものである。 ②境界測量は、換地業務に密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。一方の換地業務は大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条において、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものから選定するよう委託先を定めている。 ③受託業者には、土地改良換地士の資格を持った者が在籍しており、換地業務の専門的な知識を有している。 ④上記(資格)や(技術)を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
136 大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R6畑地化野田換地事務所委託業務	令和6年10月31日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,485,000 円	①本業務は、杵築市大字日野におけるほ場整備の換地事務（一時利用指定に関すること）を委託するものである。 ②換地業務は専門的な知識を必要とされるが、当該団体はこれまでもその業務を受託している。 ③当該団体は、土地改良事業制度に熟知しており、換地業務に関しては、一般コンサルタントにはない豊富な知識、及びデータを有している。 ④上記(資格)や(技術)を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
137 大分県中部振興局	R6防災減災乙見ダム計画資料作成委託業務	令和6年10月15日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	6,710,000 円	①本業務は、防災重点ダム事業乙見ダム地区の事業計画書の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、実施優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
138	大分県豊肥振興局	R6畑地化ふるさと宮城経済効果資料作成委託業務	令和6年10月15日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,870,000 円	①本業務は、竹田市古園地において事業実施している「ふるさと宮城地区」について、事業の進捗に伴い実際の事業量、事業費に対しての経済効果の算定資料を作成するものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、事業計画書の作成を行っており、経済効果算定にあたって優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルタントには無い豊富な知識データ及び算定技術を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
139	大分県豊肥振興局	R6中山間竹田南部 確定測量委託業務	令和6年10月7日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,882,000 円	①本業務は、換地計画原案に基づき実施した区画整理工事の土地境界、地積を確定させ、換地計画の樹立及び登記図面を作成するための確定測量を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
140	大分県西部振興局	R6防災減災大分6劣化状況評価(西部)委託業務	令和6年9月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	7,150,000 円	①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。 ②これを行うためには、ため池の点検及び診断に関する実績や防災工事の計画立案、現場条件等に精通している必要がある。 ③上記の技術を有するのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
141	大分県西部振興局	R6畑地化大肥換地委託業務	令和6年9月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	1,012,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業大肥地区におけるほ場整備に伴う換地委託を行う業務である。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数在籍していることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
142	大分県西部振興局	R6防災減災大分6実計東寺(親)計画書作成委託業務	令和6年9月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	11,476,300 円	①本業務は、防災重点農業用ため池等調査計画事業大分6実計(東寺(親池))地区における計画資料を作成するものである。 ②委託業者は、土地改良制度を熟知しており、経済効果算定にあたって、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
143	大分県西部振興局	R6防災減災大分6実計鳴池計画 書作成委託業務	令和6年9月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団連合会	7,040,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池等調査計画事業大分6実計(鳴池)地区における計画資料を作成するものである。 ②委託業者は、土地改良制度を熟知しており、経済効果算定に当たって、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにない豊富な知識、データ及び算定技術を有している。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
144	大分県西部振興局	R6中山間ここのえ2期 換地委 託業務	令和6年9月20日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団連合会	3,366,000 円	①本業務は、中山間地域総合整備事業'ゆめ'タウンここのえ2期地区におけるほ場整備に伴う換地委託を行う業務である。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数在籍していることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
145	大分県北部振興局	西馬城地域ネットワーク・コ ミュニティ推進モデル委託契約	令和6年9月18日	大分県宇佐市大字上矢部135 5番地	西馬城地域づくり協議会	1,389,900 円	①本業務は、ネットワーク・コミュニティの構築を促進し、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望を出来る限り実現することを目的としている。 ②これを行うためには、西馬城地区について熟知していることや、地域住民のための事業展開がより具体的にできることが必要である。 ③上記の目的を効果的に達成できるのは、地域住民で構成された組織である西馬城地域づくり協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
146	大分県北部振興局	R6基幹水利(長)荒瀬野添機 能保全計画策定委託業務	令和6年9月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番 25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,828,000 円	①本業務は、基幹水利施設保全対策事業「荒瀬野添地区」における施設機能保全計画策定を行うものである。 ②これを行うためには、保全業務に関する点検・管理等の専門的な知識、施設に対する知見を有し、一般コンサルタントにはない豊富な知識及び技術者が求められる。 ③上記(資格)や(技術)を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
147	大分県北部振興局	R6基幹水利(長)大井手東機 能保全計画策定委託業務	令和6年9月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番 25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,202,000 円	①本業務は、基幹水利施設保全対策事業「大井手東地区」における施設機能保全計画策定を行うものである。 ②これを行うためには、保全業務に関する点検・管理等の専門的な知識、施設に対する知見を有し、一般コンサルタントにはない豊富な知識及び技術者が求められる。 ③上記(資格)や(技術)を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

149件

金額

886,563,554 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
148 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6畑地化上田原ほ場整備実施 設計委託業務	令和6年9月11日	大分県大分市城崎町2丁目2番 25号	大分県土地改良事業団体連合会	8,470,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「上田原地区」において、ほ場整備実施設計業務を行うものである。 ②本地区では換地を伴う区画整理を予定しており、大分県土地改良事業団体連合会は換地設計業務において、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱えた組織を有している。 ③本業務は、換地設計業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
149 大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	R6畑地化宇田枝計画変更資料 作成委託業務	令和6年9月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番 25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,290,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「宇田枝地区」の事業計画変更資料の作成を行うものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について市町村や土地改良区に対し適切なアドバイスができる。また、経済効果算定にあたって、優れた情報収集、分析、効果算定能力及び一般コンサルタントには無い豊富な知識とデータ並びに算定技術を有している。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、本地区の事業計画書作成委託業務を行っており、業務内容を熟知している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号